

# 建設産業行政の最近の動き

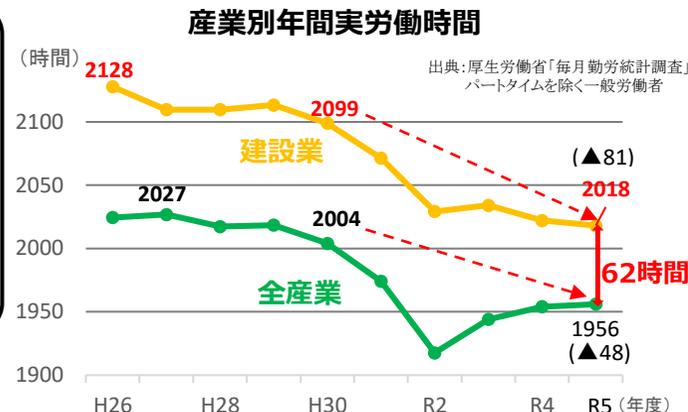
---

令和 7 年 6 月

関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

# 建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



## 最近の働き方改革の取組

### 1. 規制内容の周知徹底

- ・ **リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・ 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット  
(厚生労働省)



■動画による広報  
(厚生労働省)

### 3. 適正な工期設定

- ・ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R6.3改定)  
 <改定の主な内容>
  - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
  - 自然要因 (**猛暑日**) における**不稼働**を考慮して工期設定。
 → **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・ 国交大臣と建設業4団体が労働時間規制の導入を踏まえて、「**必要な対応に万全を期す**」ことを**申合せ**
- ・ 厚労省と連携して**実地調査**し、**是正指導**



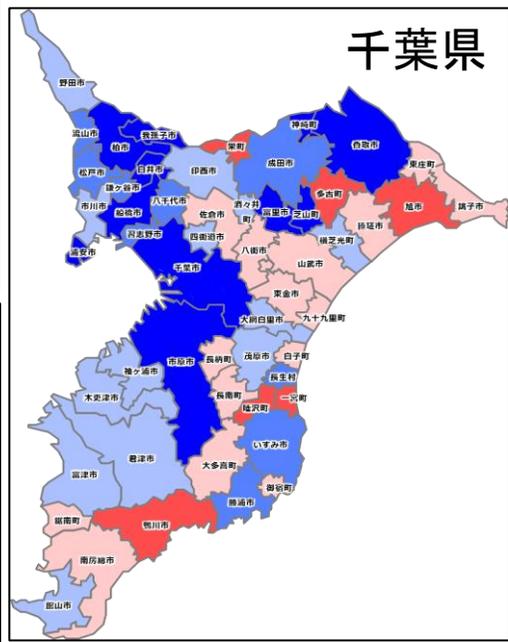
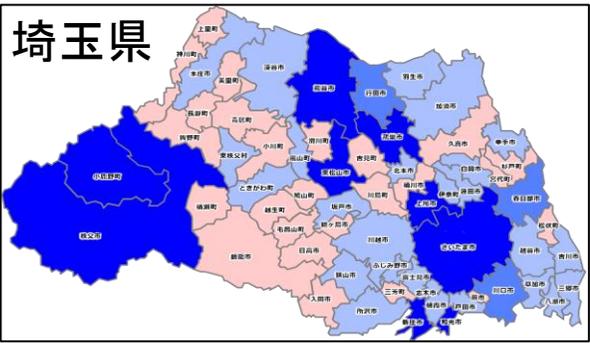
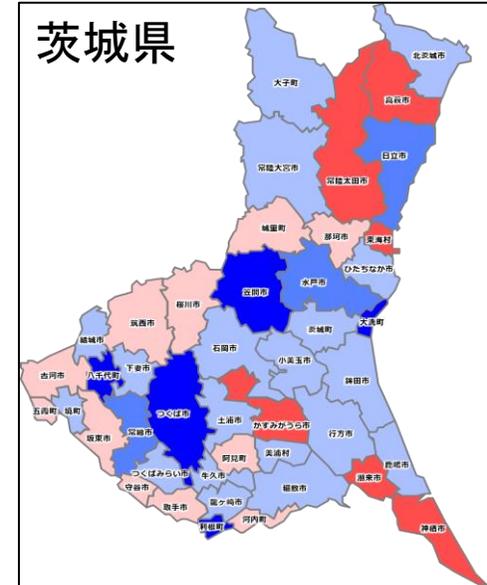
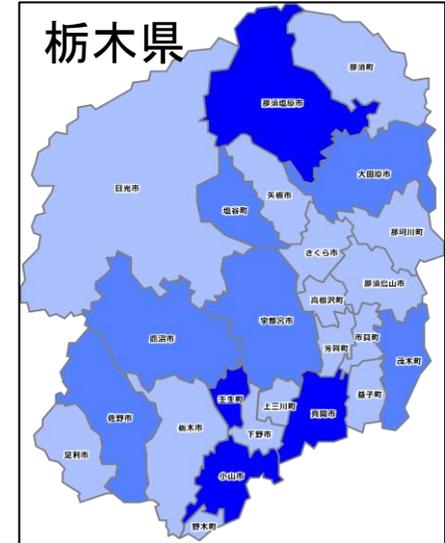
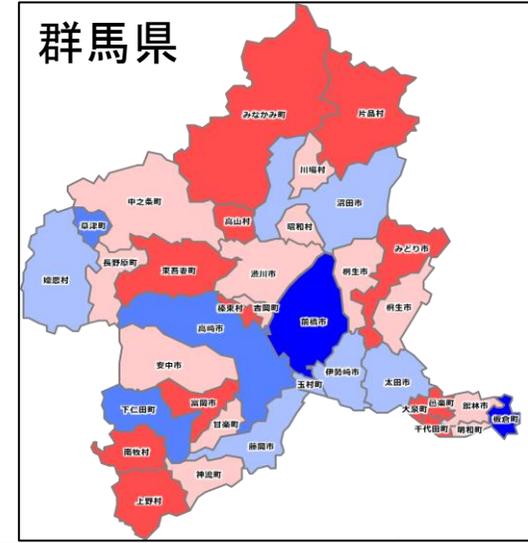
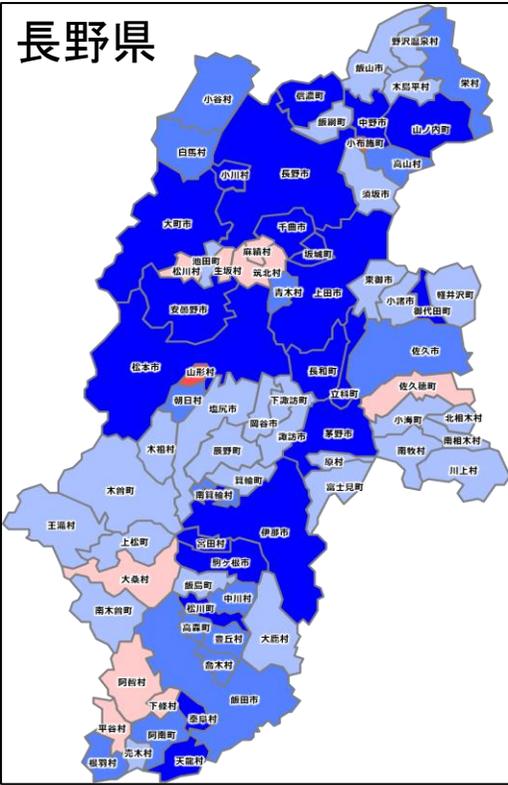
■建設業4団体との申合せ

### 2. 公共工事における**週休2日工事**の対象拡大

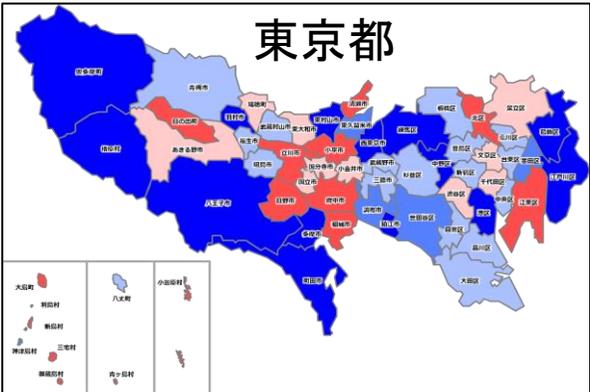
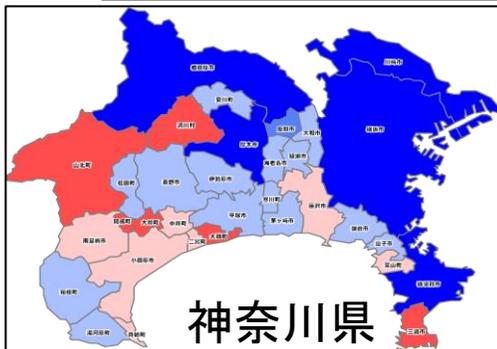
- 〔直轄〕令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- 〔都道府県〕令和6年度から原則**100%**を目指す
- 〔市町村〕国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

### 4. **生産性**の向上

- ・ 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・ 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**



- <凡例>
- a : 全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
  - b : 対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
  - c : 対象工事の一部（半数未満）を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
  - d : 週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している（概ね1年以内に試行を実施する予定）
  - e : 週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない



国土交通省は、適正工期の在り方を受発注者に周知するためのリーフレットを作成しています。

**適正工期確保 GUIDE BOOK**  
～建設業の生産性向上と長時間労働は正～

長時間労働の解消に期待!

**“働き方”を変える**

担い手確保に繋がらねば

休みとれぬ工期設定を

令和6年6月～改正建設業法が成立

建設工事を発注する皆様へ 関東地方整備局管内 建設業許可部局

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック

「適正工期確保 GUIDE BOOK」  
～建設業の生産性向上と長時間労働は正～

「働き方」を変える

「工期に関する基準」や適正工期のあり方について受注者や発注者の皆様へわかりやすく解説しています。

適正工期確保ガイドブック

解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現  
国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様への安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局

建設工事を発注する皆様へ 関東地方整備局管内 建設業許可部局

「著しく短い工期による工事契約」建設業法で禁止されています!

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者	工事を受注する建設企業
① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結	② 労働基準法の時間外労働規制に違反した場合
③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反	

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を公表する場合があります

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります  
(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

建設業法 第十九条の五 (著しく短い工期の禁止)

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。(※)

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。(2025年12月までに施行予定)

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局

※ 適正工期確保ガイドブック



※ 「工期に関する基準」パンフレット



※ ガイドブック説明動画の掲載先QRコード



各種会議、各都県建設業協会との意見交換会など様々な場面で配布・周知を行っています。

ガイドブック及びリーフレットはご自由にダウンロードいただけます。社内研修や取引先へのご説明として、ぜひご活用ください。

関東地方整備局では、令和6年4月から適用された罰則付き時間外労働規制をはじめとした働き方改革について、令和5年度から引き続き厚生労働省との連携しながら建設業関係団体と意見交換等を行い、働き方改革が推進されるよう主に以下の取組を実施しており、令和7年度も継続して実施。

## 厚生労働省の取組みに国土交通省が参画

### ① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和5年度より、1都8県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている
- 令和7年度においても継続して実施。今年度は特に民間発注者団体に対して、時間外労働の削減や適正な工期設定等について、各構成員が連携し働きかけを実施していく予定

【R6年度の各地の開催状況】

東京	R6.5.29	☆栃木	R6.6.13	埼玉	R6.6.26
☆神奈川	R6.6.14	☆群馬	R6.6.21	☆千葉	R6.6.24
山梨	R6.6.28	茨城	R6.7.17	☆長野	R6.6.7

※ ☆印は民間発注者団体（商工会・経営者協会等）参加協議会

### ② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 令和6年度については「適正工期ガイドブック」及び説明動画資料を提供
- 令和7年度においても順次実施。

### ③ 東京労働局との連名文書の発出

- 東京都内市区町村及び主要民間団体へ働き方改革等の実現に向けた協力依頼文書発出（R6.11及びR7.5月）

- 各労働局において例年、働きやすい職場づくりや長時間労働の削減等に積極的に取り組む「ベストプラクティス企業」を選定。
- 各労働局長が企業を訪問し、取り組み内容やその効果、働き方改革全般について意見交換を実施する取り組み。
- 埼玉労働局において伊田テクノス(株)が選定され、工事発注者及び建設産業行政部局という立場で、関東地方整備局と埼玉県に参加の呼びかけがあり、合同訪問を実施。



（左から）伊田テクノス（株）小川最高技術責任者、  
檜崎代表取締役社長、伊田代表取締役会長、  
片淵埼玉労働局長、市川関東地方整備局建政部長、  
小島埼玉県県土整備部副部長

同社の代表取締役社長から労働時間削減や働き方改革、担い手育成などに関する取り組み状況についてご説明いただき、関東地方整備局と埼玉県からそれぞれ働き方改革の取り組み等を紹介し、意見交換を実施しました。

また、伊田テクノスの従業員の方々からもお話をお伺いし、その後、埼玉労働局、伊田テクノス、関東地方整備局埼玉県の4者で建設業の働き方改革や生産性向上、担い手の確保・育成・定着などについて意見交換を行いました。



訪問の詳細は、埼玉労働局のホームページにてご紹介。掲載先はこちらのQRコードからアクセス。



## 地域経済団体との連携

- ▶ 商工会議所連合会等の地域経済団体を通じて、民間発注者に対する適正な工期設定、適正な価格による取引推進等について、働きかけを実施。
- ▶ 各会員企業に対して、適正工期に関するリーフレットやチラシ配付による周知を連合会等へ依頼。

## 働きかけの実施状況

### <実施団体>

各都県商工会議所連合会

東京	9/6	栃木	8/26	埼玉	8/9
神奈川	8/2	群馬	9/6	千葉	9/12
山梨	9/13	茨城	9/10	長野	9/13

## 働きかけを実施した効果

### ○商工会議所HPに掲載



産業経済の発展と豊かで住み良い街づくりのために各種事業を推進しています。

### 他機関からのお知らせ

2024/09/26 他機関 [【甲府市】「労働契約解説オンラインセミナー」のご案内](#)

2024/09/26 他機関 [【経営者のための社労士会セミナー】人手不足時代に中小企業が知っておきたい労務管理のポイント](#)

2024/09/18 他機関 [【国交省・関東地整】建設業における適正工期・適正価格の周知協力について](#)

### [ お知らせ ]

【国交省・関東地整】建設業における適正工期・適正価格の周知協力について

2024/09/18 他機関

シェアする | ポスト | LINEで見る

建設工事を発注する皆様へ 関東地方整備局管内 建設業許可部局

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したリーフレット



「工期に関する基準」や適正工期のあり方について受注者や発注者の皆様へわかりやすく解説しています。



建設工事における適正な工期の確保に向けて

※ 国土交通省のHPに掲載されています。

解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



## 出前講座のご案内

「出前講座」とは、防災や環境の取り組みなど関東地方整備局の行っている事業について、わかりやすくお話しさせていただきます、ご意見などを伺うもので、主に公共性・公益性のある団体、機関等からのご依頼に応じて、講座を実施しています。

この中には、建設工事の適正な施工の確保や建設業の健全な発達を促進するために、知識として必要となる建設業法や建設産業の現状と課題、国土交通省の最近の施策についてご説明させていただく講座をご用意しています。

## 令和6年度 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課の出前講座の実績

各種業界団体や地方自治体、また学校からご依頼いただき、出前講座実施しています。

講座名『適正な工事の施工のための建設業法』

- 11月 甲府商工会議所（24名）、立川市（50名）
- 12月 栃木県鉄筋工事業協会（30名）
- 2月 東京都建設業関係団体（50名）
- 3月 茨城県行政書士会（36名）

講座名『建設業の仕事と業界の現状』

- 2月 東京労働局（ハローワーク職員）（40名） 他 4回開催 155名参加



【令和6年11月27日 立川市役所出前講座】

※ 主に説明させていただく建設業法に関する内容の講座は、所要1時間程度で行っています。

申し込みいただいた団体、機関等のニーズに応じて、講座内容についてご相談いただくことも可能となっておりますので、ご希望がございましたらお申し付けください。

その他の講座に関する詳細は、関東地方整備局のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

関東地方整備局 出前講座



こちらのQRコードからもアクセスできます



# 担い手 3 法改正



インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、  
**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

議員立法

公共工物品質確保法等の改正

政府提出

建設業法・公共工事入札適正化法の改正

担い手確保

処遇改善

- 賃金支払いの実態の把握、必要な施策
- 能力に応じた処遇
- 多様な人材の雇用管理の改善

価格転嫁  
(労務費への  
しわ寄せ防止)

- スライド条項の適切な活用 (変更契約)

働き方改革  
・環境整備

- 休日確保の促進
- 学校との連携・広報
- 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格
- 測量資格の柔軟化【測量法改正】

- 標準労務費の確保と行き渡り
- 建設業者による処遇確保

- 資材高騰分等の転嫁円滑化
  - 契約書記載事項
  - 受注者の申出、誠実協議

- 工期ダンピング防止の強化
- 工期変更の円滑化

生産性  
向上

- ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ)
- 新技術の予定価格への反映・活用
- 技術開発の推進

- ICT指針、現場管理の効率化
- 現場技術者の配置合理化

地域における  
対応力強化

地域  
建設業等  
の維持

- 適切な入札条件等による発注
- 災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)

公共発注  
体制強化

- 発注担当職員の育成
- 広域的な維持管理
- 国からの助言・勧告【入契法改正】

(参考)

◇公共工物品質確保法等の改正

- ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ)
- ・誘導的手法 (理念、責務規定)

◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正

- ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ)
- ・規制的手法など

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

## 背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年  
全産業 508万円/年 (+3.1%) 1,956時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

○労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○**標準労務費の勧告**

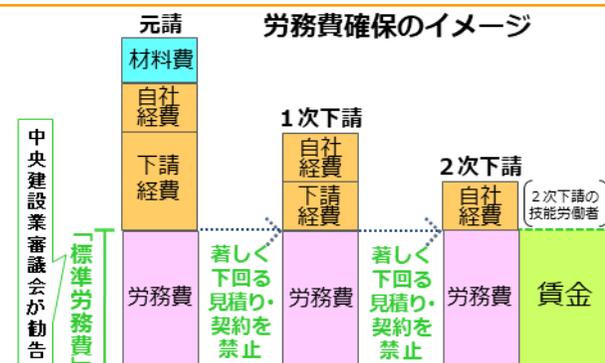
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い**労務費**等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告**・**公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

○**原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**  
・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議**に応じる**努力義務**※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を**強化**(著しく短い工期による**契約締結**を受注者にも禁止)

○**ICTを活用した生産性の向上**

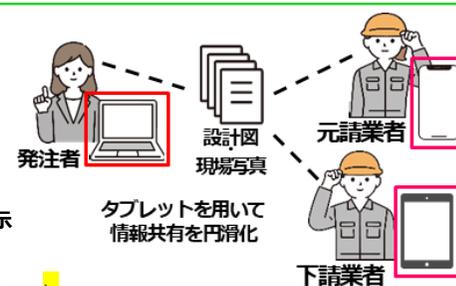
・**現場技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)  
・国が**現場管理**の「**指針**」を**作成**(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者\*や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



# 施行時期について(建設業法・入契法)

## 建設業法・入契法

令和6年

6月14日

～9月

～12月

令和7年

～12月

公布

3月以内

施行① 9月1日施行済

- ・大臣の調査権限付与
- ・労務費基準の中建審作成権限

6月以内 施行② 12月13日施行済

- ・価格転嫁協議の円滑化ルール  
(「変更方法」の契約書記載、おそれ情報通知・誠実協議)
- ・ICT活用による現場管理の効率化
- ・現場技術者専任義務の合理化

1年6月以内 施行③

- ・著しく低い労務費等の禁止
- ・受注者による原価割れ契約の禁止
- ・工期ダンピング対策の強化 等

※議員立法による  
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は  
6月19日に公布・施行済  
(測量法改正のみ令和7年4月に施行)

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

## 違反情報の収集

### ○ 下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年調査を実施  
令和6年に調査対象業者数を3万業者に大幅拡大し、違反疑義情報を把握

### ○ 駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口  
建設業法違反の通報を受け付け、違反疑義情報を把握する



## 主な調査項目

### ○ 請負代金(労務費関係)

- ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、請負代金が不当に低くなっていないか
- ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
- ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など

### ○ 工期/下請代金

- ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
- ・ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況
- ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- ・ 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか
- ・ 下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」となっていないか ※発注者の手形期間等も調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

# 労務費の基準の作成について

- 第三次・担い手3法（令和6年改正）により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論することとする。

## 委員

### （学識者等）

榎並 友理子（日本アイ・ピー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長）  
 恵羅 さとみ（法政大学社会学部准教授）  
 大森 有理（弁護士）  
**座長** 小澤 一雅（政策研究大学院大学教授）  
 楠 茂樹（筑波大学人文社会系教授）  
 佐藤 あいさ（パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長）  
 西野 佐弥香（京都大学大学院工学研究科准教授）  
 長谷部 康幸（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）  
 堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科教授）  
 前田 伸子（(公社)日本建築積算協会専務理事）

### （受注者側）

青木 富三雄（(一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長）  
 荒木 雷太（(一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長）  
 岩田 正吾（(一社)建設産業専門団体連合会会長）  
 白石 一尚（(一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長）  
 土志田 領司（(一社)全国中小建設業協会会長）

### （発注者側）

佐々木 隆一（三菱地所(株)企画調査部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長）  
 丸山 優子（(株)山下PMC代表取締役社長）  
 三宅 雅崇（東京都財務局技術管理担当部長）  
 渡辺 直（松戸市建設部長）  
 渡邊 美樹（(独)都市再生機構本社監査室長）

※50音順・敬称略・  
令和7年6月3日現在

## 主な論点

### ○「労務費の基準」の実効性確保について

- ・ 契約段階における実効性確保
- ・ 労務費・賃金の支払いの実効性確保
- ・ 公共発注者による実効性確保

### ○「労務費の基準」の作成について

- ・ 基準の計算方法
- ・ 基準の作成単位（都道府県別につくるか等）
- ・ 基準の改定（頻度等）

## スケジュール

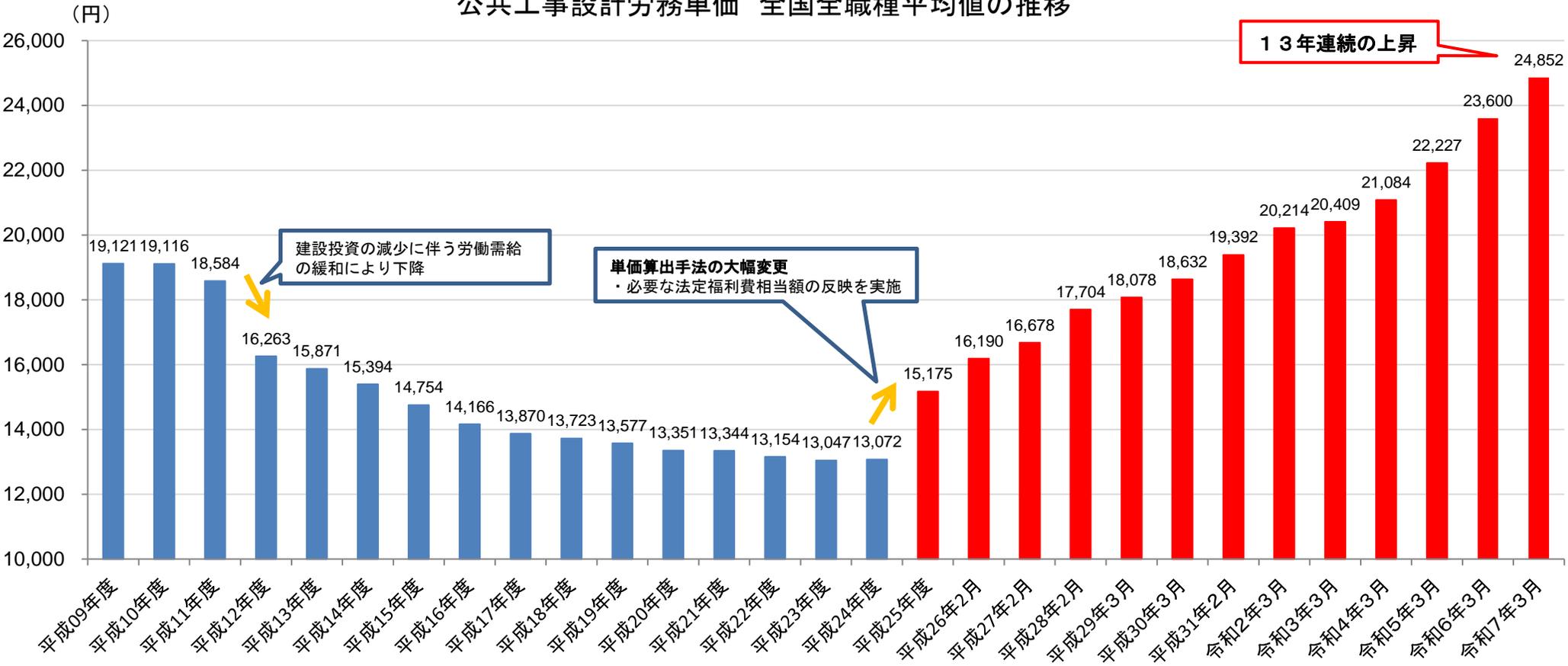
令和6年9月10日	第1回WG開催【済】
11月6日	第2回WG開催【済】
12月26日	第3回WG開催【済】
令和7年2月26日	第4回WG開催【済】
3月5日	第5回WG開催【済】
3月26日	第6回WG開催【済】
5月8日	第7回WG開催【済】
6月3日	第8回WG開催【済】

（以降、議論の進捗状況に応じてWGを随時開催）

令和7年11月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告

# 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

## 開催概要

日時: 令和7年2月14日 18:20~18:50

出席者: 石破内閣総理大臣、赤澤新しい資本主義担当大臣、中野国土交通大臣、

橋内閣官房副長官、青木内閣官房副長官、森内閣総理大臣補佐官、矢田総理補佐官

出席団体: 日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

- 技能者の賃上げについて、(略)「おおむね6.0%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること、
- (生産性向上について、)(略)省力化投資促進プランも踏まえ、各団体において、具体的な目標・期限を定めた計画を早急に策定し、(略) 業種・職種に応じた効果的な取組を推進することを国土交通省と建設業団体との間で申し合わせ。

石破内閣総理大臣から、

- 申合せをした目標の実現に向け、建設業法等の改正法の活用や価格転嫁の取組、標準労務費の設定を進めるようお願いするほか、建設業が、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる、かつこいい」新4Kの実現を目指して、全力で取り組んでまいりますとの発言。



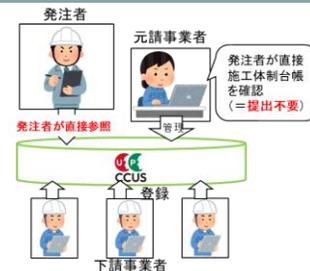
# 建設キャリアアップシステム

# 第三次・担い手3法に係るCCUSの位置づけ

○第三次・担い手3法において、生産性向上や処遇改善の観点から、施工体制台帳提出義務の合理化や建設業者による処遇確保等に係る改正がなされ、関係省令等においてCCUS活用を位置づけ

## 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化

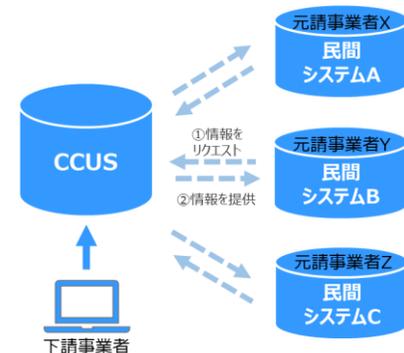
- 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、提出義務を免除。(入契法第15条第2項)
- システム等として、「**建設キャリアアップシステム**」を法令上明記。(入契法施行規則第2条)
- 入契法適正化指針や品確法基本方針、ICT指針等において、公共発注者における活用を明記。



## ICTを活用した現場管理の効率化

- 改正建設業法において、特定建設業者や公共工事の受注者に対し、ICTを活用した効率的な現場管理を努力義務化。(建設業法第25条の28)
- 当該措置に関し、国が定める「指針」(※1)において、取り組むことが望ましい事項として、「CCUSの活用促進」(※2)を位置づけ。

- ※1 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針 (ICT指針)
- ※2 ICT指針において、以下のようなCCUS活用促進を明記
  - ・事業者登録、技能者登録、現場・契約情報の登録、施工体制の登録、就業履歴の蓄積等の一層の推進
  - ・元請業者のカードリーダー等利用環境の構築、下請業者に対する利用の働きかけ
  - ・CCUSと施工管理システムとの連携機能を活用した、事務作業や現場管理の効率化 等



## 現場技術者の専任義務の緩和

- 改正建設業法において、現場技術者の専任義務について、一定の要件に合致する工事に関して兼任を可能とする制度を創設。(建設業法第26条3項)
- 要件のうち、工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置として、CCUS等を望ましい措置として明記。

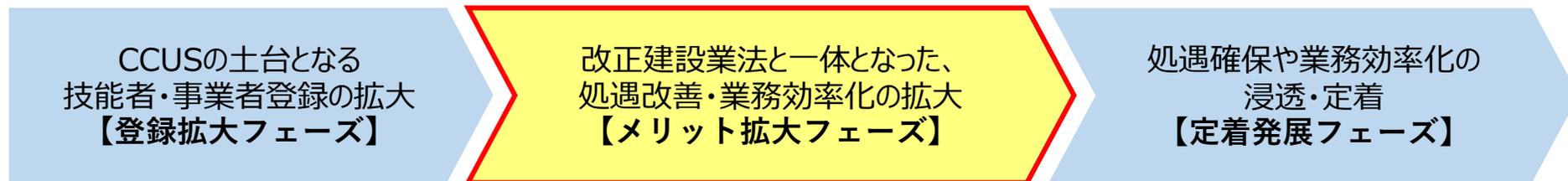
## 建設業者による処遇確保

- 改正建設業法等において、技能者の知識や技能等に応じた適切な処遇の確保を、建設業者に対して努力義務化。(建設業法第25条の27第2項、品確法第8条第4項)
- 品確法基本方針において、CCUSの利用促進等により、技能労働者が有する技能や経験に応じた適切な処遇を受けられるよう労働環境の改善に努めるよう明記。

# CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

## ●今回の「3か年計画」の位置づけ



## 1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

## 2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

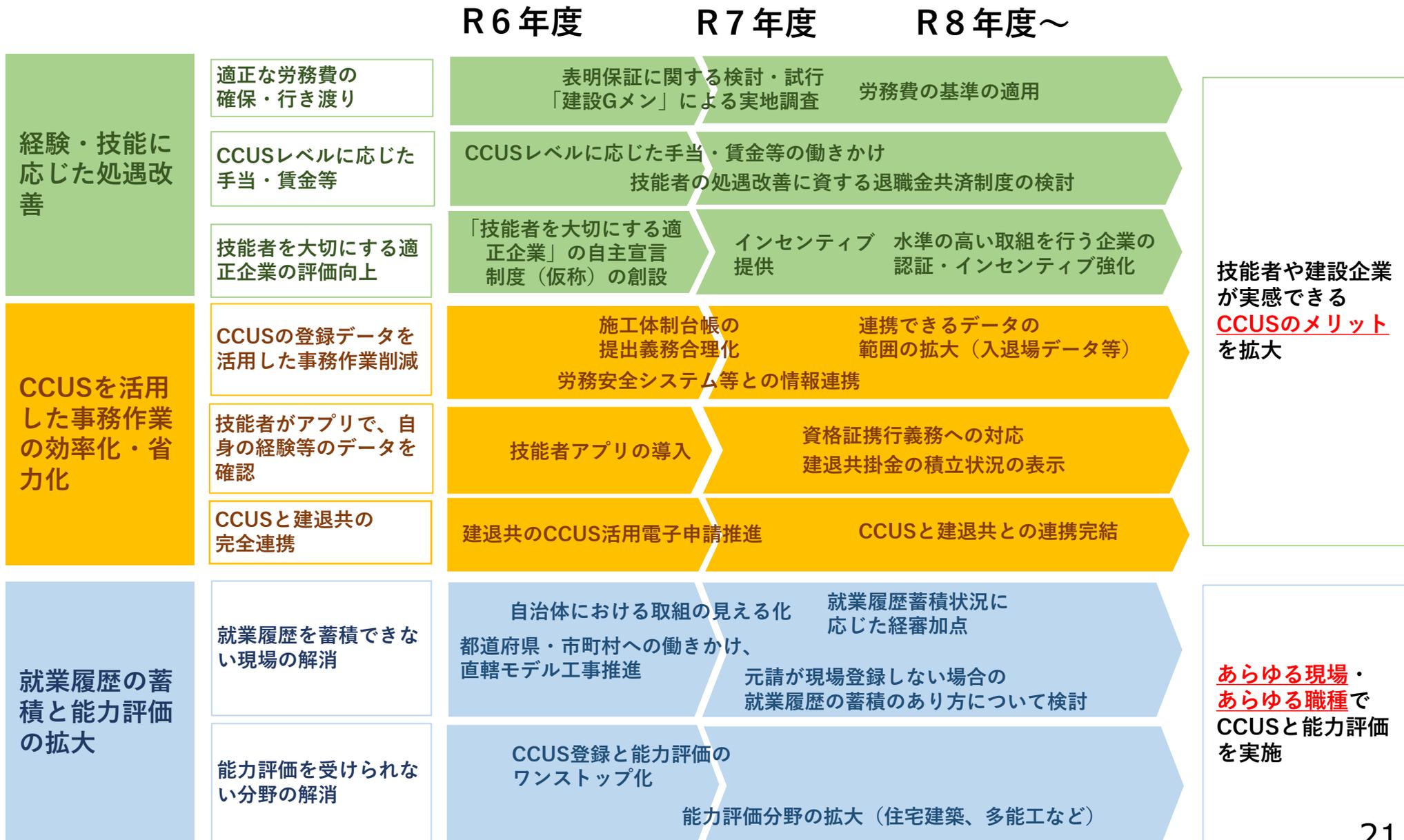
## 3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

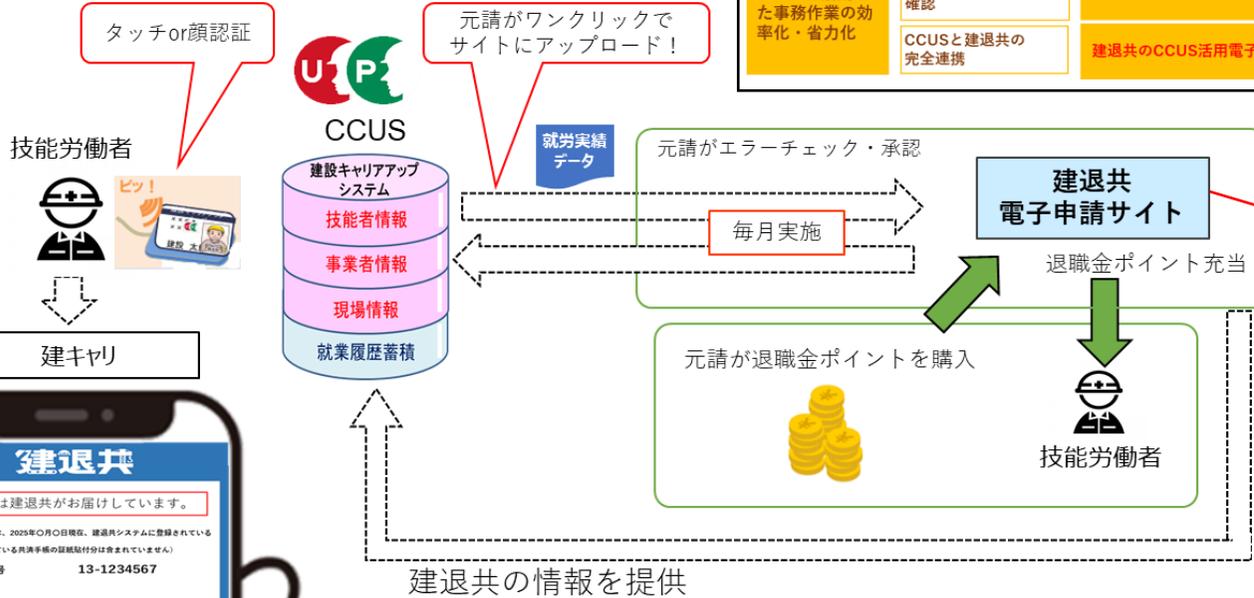
**あらゆる現場・あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施  
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

# CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）

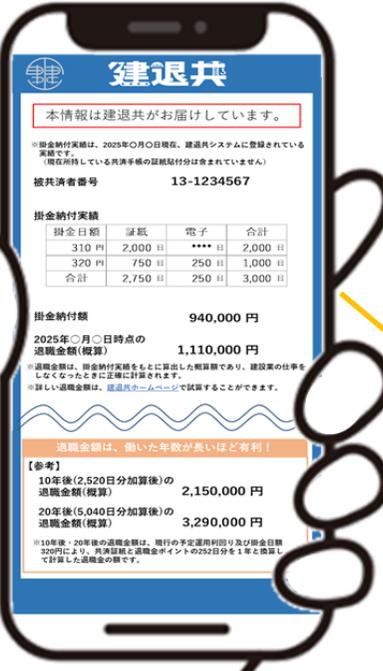


(勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 作成資料より)

## 電子申請の再構築 (イメージ)



2025年(令和7年)秋から新システムを供用開始予定



## 建退共掛金の積立状況を手元で確認

就業履歴の蓄積に応じた、建退共掛金の積立状況と、退職金の見込み額が手元で確認可能に。  
(現在は葉書での通知のみ)

## 建キャリアの利用状況 (令和6年12月～令和7年2月末時点)

建キャリアアプリ利用者数7,105人のうち、  
建退共加入利用者数 1,868人  
(うち最大退職金額が820万円の技能者も)  
※毎週更新

# 担い手確保に向けた取組

## 開催要旨

地域の守り手である建設業の持続的な発展に向けて、担い手の確保に関するそれぞれの現状・課題の認識や取組を共有し、官民一体となった取組を推進するため、関東甲信地域における建設業団体、都県・政令市、関東地方整備局が一堂に会して意見交換会を実施し、第二回目において「**建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について**」申し合わせを取り交わし、週休2日の推進及び効果的なPRの実施を関係者一丸となって推進していくこととされた。

## 開催概要

### 【参加者】

業界団体：日建連関東支部、管内1都8県建設業協会、中小建設業協会（東京、神奈川、横浜）、関東建専連  
自治体：管内1都8県、5政令市の建設業許可部局、発注担当部局  
関東地整：企画部、営繕部、建政部

### 【開催日】

第1回：令和7年2月17日 … 現状・課題の認識や取組の共有  
第2回：令和7年6月6日 … 建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について認識共有

※ 第2回において本取組みを後押しすべく、国土交通本省の廣瀬技監も出席

### 第2回意見交換会



岩崎局長挨拶

廣瀬技監挨拶

## 主な申し合わせ事項

### ■ “建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

- 関東地整、都県・政令市は、発注工事において元請企業から下請企業まで週休2日が実現されるよう、必要な取組を推進する。その際、都県・政令市は自らのすべての部署（教育委員会等）の発注工事が週休2日となるよう推進する。
- 関東地整、都県は、管内の区市町村長等に対し、各区市町村発注工事における週休2日の実現に向け取り組むことを要請する。
- 関東地整、都県・政令市、建設業団体は、民間発注者の団体となる経済団体（商工会議所等）に対して様々な機会を活用して、担い手3法の趣旨を踏まえ民間発注工事における週休2日や適正工期の実現に向け取り組むことを要請する。
- 建設業団体は、元請企業から下請企業まで週休2日が実現されるよう、都県単位で建設業団体間の連携を図り、必要な取組を推進する。

### ■ 建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

- 現場見学会や技能実習等のイベントを産・学・官が連携して取り組む。
- 特に小・中・高等学校の学生、先生及び親を対象としたイベントや出前授業等の機会確保に努める。
- HPやSNS、出前講座等を活用して防災やインフラ貢献といった建設業の役割の重要性についての情報発信を行う。
- 現場の労働環境改善に取り組む（工事現場のトイレ改善、休憩スペースの確保など）。



# 「建設人材育成優良企業表彰」ならびに「建設産業に関する作文コンクール」 不動産・建設経済局長賞、優秀賞表彰状伝達式(R6.12.12)

## 1. 概要

### 「建設人材育成優良企業表彰」

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、「建設産業の担い手の確保及び育成」に向けて顕著な功績をあげている企業を「建設人材育成優良企業」として表彰を実施。

関東地方整備局管内の7社（不動産・建設経済局長賞に2社、優秀賞に5社）に対して関東地方整備局長から表彰状を伝達。

応募内容：以下の8つの項目の中から、取り組んでいる内容を応募

- ①CCUSの活用 ②若年者入職促進 ③適正な下請代金による請負契約締結促進
- ④キャリアパスに基づいた人材育成 ⑤処遇の改善 ⑥労働環境の改善、働き方改革
- ⑦女性定着促進 ⑧その他、担い手育成に貢献した取組み等（①～⑦以外のもの）

受賞者数：全国で28社（国土交通大臣賞4社、不動産・建設経済局長賞4社、優秀賞20社）令和4年より実施し、3回目の実施

### 「建設産業に関する作文コンクール」

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、建設業の役割や重要性について理解と関心を高めるため、建設業に従事する社会人と、高校生を対象に作文コンクールを実施。

関東地方整備局管内から、3名（不動産・建設経済局長賞に1名（社会人）、優秀賞に2名（高校生））に対して、関東地方整備局長から表彰状を伝達。

対象者：（社会人）建設産業に従事する人・（高校生）高等学校の建築学科、土木学科等で学ぶ生徒

受賞作品数：（社会人）国土交通大臣賞1作品、不動産・建設経済局長賞4作品、優秀賞4作品  
（高校生）国土交通大臣賞1作品、不動産・建設経済局長賞4作品、優秀賞14作品

社会人は平成20年より実施し、17回目。高校生は平成25年より実施し、12回目。

## 2. 関東地整管内の受賞者

### 「建設人材育成優良企業表彰」

受賞者の応募内容はこちら



#### ○不動産・建設経済局長賞 <取組のポイント>

(株)大林組／大林組林友会連合会株式会社

<協力会社のCCUS登録手続き代行、技術担当教員に対し技術研修実施、教育訓練校運営>

向井建設(株) <若手人材技能研鑽塾を開催し若者定着促進、出前講座+学生の技能検定指導>

#### ○優秀賞

武山工業(株) <年次有給休暇取得率100%、子育て・介護世帯へ半日休暇制度>

(株)東京朝日ビルド <高校教師向けの新入社員研修の見学会を開催>

中村電設工業(株) <遠隔支援システム導入による現場への移動時間削減>

ポラスハウジング協同組合・ポラスハウジング千葉(株)

<技術訓練校の運営、高校生対象の建築模型コンペの開催>

金杉建設(株) <インターンシップにて参加者の費用負担軽減+希望を実習に反映>

西松建設(株) <技能者区分に応じ別途日額手当を支給する能力評価優良技術者制度>

(株)佐伯工務店 <現場事務所が本社バックオフィス部署に事務作業を依頼できる仕組みを構築>

### 「建設産業に関する作文コンクール」

#### ○不動産・建設経済局長賞

倉井 大介「繋ぐは命、繋ぐは未来の礎」 渡辺建設株式会社（栃木）

#### ○優秀賞

大橋 心晴「未来への扉」 栃木県立宇都宮工業高等学校（3年）

土屋 瑞季「その命を救いたい」 山梨県立甲府工業高等学校（3年）

## 3. 表彰状伝達式

日時：令和6年12月12日（木）13：30～14：30  
場所：さいたま新都心合同庁舎2号館 共用大会議室501



優良企業表彰受賞者



作文コンクール受賞者



## 1. YUME-KYO (関東圏専門工事業担い手確保・育成推進協議会とは)

建設産業専門団体関東地区連合会に加盟する専門工事業団体等が、関東地方整備局管内の1都8県において、現場で直接施工に携わる**技能労働者(担い手)の確保・育成を効果的に進める**ため、建設業の魅力を発信し、入職促進を図ることなどを目的に設立  
※行政機関はオブザーバーとして参加

## 2. 協議会の構成員

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 構成員    | ○建設産業専門団体関東地区連合会            |
|        | ○教育機関(工業高校、普通高校)            |
|        | ○(職)全国建設産業教育訓練協会 富士教育訓練センター |
|        | ○(一財)建設業振興基金                |
| オブザーバー | ○国土交通省(本省・関東地方整備局)          |
|        | ○厚生労働省(本省・埼玉労働局)            |
|        | ○建設産業専門団体連合会                |

## 3. 活動方針

### ①技能労働者の処遇改善のための具体的取組

- ・民間発注者に対する要請活動
- ・元請団体に対する要請活動
- ・専門工事業として取り組むべき方策の検討

### ②建設産業の魅力の発信の強化

- ・工業高校生を中心とした現場見学会等への積極的参加
- ・出前講座の実施
- ・小中学校をターゲットとした「施工体験」「インフラ教育等」

### ③技能労働者が夢や希望を描ける社会の実現

- ・入職及び定着のための事業実施
- ・技能労働者の育成のための事業実施
- ・専門工事業ごとの技能労働者キャリアアップ作成

## 若者講習会 (R6.7.18) 実施状況 (今年で7回目)

出席者：建設産業専門団体関東地区連合会事務局、建設産業調整官、建設産業第一課長、建設産業第一課  
参加者：若手技能者16名(内 男性14名、女性2名(平均24歳))

【午前の部：座学】 (於:ホテルプリランテ武蔵野)

【午後の部：施設見学】 (公財) 埼玉県下水道公社荒川水環境センター



【講演】「建設業の現状と課題について」  
一力建設産業第一課長



【講演】「ウィッシュリストを塗りつぶせ！」  
(一社)全国クレーン建設業協会神奈川支部事務局長 かつひと  
ファイナンシャルプランナー・経営コンサルタント 戸田 和吾様



施設見学